

各 位

西武鉄道株式会社

名古屋市内 2 地区所有地における土壌調査結果について

西武鉄道株式会社（本社：埼玉県所沢市、社長：白山 進）では、名古屋市港区神宮寺地区所有地（愛知県名古屋市港区神宮寺 1-306）及び名古屋市南区元鳴尾町地区所有地（愛知県名古屋市南区元鳴尾町 108）において、自主的な土壌・地下水調査を実施したところ、当該敷地内の土壌において土壌汚染対策法の指定基準を超えた物質が検出されましたので、お知らせいたします。なお、当該調査結果については、2010 年 8 月 23 日に名古屋市にご報告させていただきました。

記

1. 調査の経緯および結果

①名古屋市港区神宮寺地区所有地

2009 年 12 月に実施しました表層部の調査において、敷地の一部から土壌溶出量基準を超過する砒素及びふっ素が確認されました。その後、深さ方向に追加調査を実施したところ、深度 5m までに同物質の溶出量基準の超過が確認されました。

なお、敷地内の地下水を調査したところ、砒素の地下水基準の超過が確認されました。ふっ素については地下水基準に適合していることが確認されました。

	汚染物質	基準超えの濃度	基準に対する倍率	土壌汚染等処理基準	基準超数／調査数
土壌溶出量調査	砒素及びその化合物	0.012～0.046 mg/L	1.2～4.6 倍	0.01 mg/L 以下	60/125
	ふっ素及びその化合物	0.87～1.4 mg/L	1.1～1.8 倍	0.8 mg/L 以下	6/26
地下水調査	砒素及びその化合物	0.019 mg/L	1.9 倍	0.01 mg/L 以下	1/4

※調査数は、深さ方向の調査など同一地点で複数の調査を実施している場合を含みます。

②名古屋市南区元鳴尾町地区所有地

2009 年 11 月から 12 月に実施しました表層部の調査において、敷地の一部から土壌溶出量基準及び土壌含有量基準を超過する鉛が確認されました。その後、深さ方向に追加調査を実施したところ、深度 5m までに同物質の溶出量基準の超過が確認されました。

なお、敷地内の地下水を調査したところ、鉛について地下水基準に適合していることが確認されました。

	汚染物質	基準超えの濃度	基準に対する倍率	土壌汚染等処理基準	基準超数／調査数
土壌含有量調査	鉛及びその化合物	1,100 mg/kg	7.3 倍	150 mg/kg以下	1/13
土壌溶出量調査	鉛及びその化合物	0.012～0.10 mg/L	1.2～10 倍	0.01 mg/L以下	14/37

※調査数は、深さ方向の調査など同一地点で複数の調査を実施している場合を含みます。

2. 土地の履歴及び汚染原因の推定

両所有地ともに、当社が取得する以前は西武運輸(株)の営業所及び荷捌き所として利用しており、有害物質等の取扱はございませんでした。また、荷捌き所として利用される以前は水田として利用されていました。

過去の土地利用において有害物質の取扱履歴はございませんでしたので、詳細原因は不明ですが、盛土において指定基準を超過した土壌につきましては、外部より搬入した土壌が汚れていた可能性が考えられ、また、自然地盤において指定基準を超過した土壌については、もともと自然的原因により有害物質が含まれていたと考えられます。

3. 健康への影響について

本件の場合、環境大臣が指定した調査機関である国際環境ソリューションズ(株)の見解によると、「名古屋市南区元鳴尾町地区所有地の土壌含有量基準を超過した範囲についてはアスファルト舗装やシートによる飛散防止措置がとられているため、土壌の直接摂取による健康への影響については問題ない。また、地下水基準を超過した名古屋市港区神宮寺地区所有地については、名古屋市より周辺の井戸の使用状況から地下水摂取による健康への影響については問題ないとの見解を得た。」とのことです。

4. 今後の対応について

両所有地ともに恒久対策につきましては、名古屋市のご指導を仰ぎながら対応方針を検討してまいります。さらに、名古屋市港区神宮寺地区所有地については名古屋市と協議の上、継続的に地下水モニタリングを実施いたします。

近隣の皆さまへは大変なご心配、ご迷惑をおかけいたしますが、周辺への影響がないよう万全な対策を行いますので、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以 上